

## 「100年続く人と動物のきずなプロジェクト」実行委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、動物愛護施策を推進するため広く市民に啓発を行い、人と動物の共生する社会の更なる実現を目的とした「100年続く人と動物のきずなプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）実行委員会設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 令和5年度から令和6年度の2か年計画で実施するプロジェクトに係る事業実施に関すること。
- (2) プロジェクトに係る広報、普及啓発に関すること。
- (3) プロジェクトに係る関係部局、関係団体、動物愛護ボランティアとの連携に関すること。
- (4) その他、必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長の任命により充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は必要に応じ、リモート会議、共有ファイル、メール等を活用し開催する。

### (関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会は事務を行うため、事務局を健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。